

平成22年度
鹿児島大学法科大学院

A日程

法学既修者認定試験

試験問題（商法・民事訴訟法）

平成21年10月4日（日曜日）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号 に受験番号、試験科目 に試験科目（商法または民事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙の No. に、試験科目ごとのページ番号（1～2）を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

商法（配点100点）

問題 次の事例について、各設問に答えなさい（設問は相互に独立している）。

【事例】

P株式会社は、発行済株式総数10万株（資本金5千万円）であり、種類株式発行会社ではなく、委員会設置会社ではなく、定款に株券を発行する旨の定め、および株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある。

Xは、P社の株式1万株を有する株主であったが、平成21年2月10日、同株式をMに譲渡し、Mに株券が交付された。なお、当該株式についての譲渡（取得）の承認請求はなされておらず、承認もなされておらず、いぜんとして、P社の株主名簿には、Mに譲渡された株式について、現在もXが1万株の株主として記載されている。

平成21年6月26日にP社の定時株主総会が開催されたが、P社は、株主総会の招集通知をMに対して行い、Xに対しては行わず、当該1万株について、Mの議決権行使を認め、Xに議決権行使をさせなかった。

現時点は、平成21年7月であるとする。

【設問1】

Xは、P社株主総会決議の効力を争うことができるのか。可能である場合、どのような手段を選択できるのか。

【設問2】

Xが、P社株式10万株全てを有し、そのうちの6万株をMに譲渡した場合は、どうか（P社は、株主総会の招集通知をX、Mに対して行い、4万株についてのみ、Xの議決権行使を認めた）。

【設問3】

P社の定款に、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがない場合は、どうか（Xは、P社の株式1万株を有する株主であったが、平成21年2月10日、同株式をMに譲渡し、Mに株券が交付された）。

民事訴訟法（配点100点）

問題 次の事例について、以下の設問に答えよ。

【事例】

Cは、連帯債務者D1・D2・D3の3名を共同被告として、金300万円の連帯債務の履行を求める訴えを提起した。この訴訟の口頭弁論期日において、D1は、本件連帯債務は既に弁済済みであり、Cの請求は棄却されるべきであると答弁し、D2は、本件連帯債務については期限が未到来なので、Cの請求は棄却されるべきであると答弁したが、D3は口頭弁論を欠席した。

【設問】

- (1) CとD1が横浜市在住で、D2が水戸市在住、D3が長野市在住だった場合、Cは本件訴訟を横浜地裁に提起することは可能か。 [20点]
- (2) 裁判所が、D1・D2・D3の弁論を分離し、別個に審理することは可能か。 [25点]
- (3) 弁論が分離されず、共同訴訟が維持される場合、D1の主張する弁済の抗弁をD2・D3との関係でも主張があったものとして扱うことは可能か。 [55点]